

大阪市内の中小企業の皆様へ

新型インフルエンザの流行に備えましょう！

～新型インフルエンザに負けない！企業の事業継続のために～

平成21年の春に流行し関西経済にも多大な影響を与えた新型インフルエンザ（A/H1N1）が、秋以降に大流行し、多数の感染者が出るとともに、社会や経済へ大きな打撃を与える可能性が懸念されています。

新型インフルエンザの流行を乗りきるために、企業としてしっかりと感染防止策を実施し、

従業員や顧客の健康を守るとともに、事業が危機的な状況に陥らないための準備をしておきましょう！

新型インフルエンザが大流行すると…

個人への影響

発症率：国民の20%が発症（通常の季節性インフルエンザの2倍程度）と想定
都市部では発症率がさらに高くなる可能性あり
入院率：発症者のうち1.5%、約38万人が入院
重症化率：発症者のうち0.15%、約3万8千人が重症化
(厚生労働省 平成21年8月28日公表「新型インフルエンザの流行シナリオ」より)

社会への影響

医療機関：患者が急増 **教育機関・休校・休園**
集客施設：営業自粛
企業：最大で約4割の従業員が欠勤
マスクなどの衛生用品・食料品：品薄

あなたの会社への影響

企業活動に大きな影響が出ることが予想されます！



中小企業の皆様も、新型インフルエンザの大流行に向けて、
従業員・顧客の感染拡大を防止しながら、自社の事業・操業を継続していくために
的確かつ迅速に対策を進めることが必要です！

※新型インフルエンザとは、鳥や豚などの動物のインフルエンザウィルスが人から人へ感染しやすいように変異し、人に感染して起こる病気です。平成21年秋以降に大流行が予想されるのは、新型インフルエンザ（A/H1N1）ですが、本パンフレットでは、高病原性鳥インフルエンザ由来も含む新型インフルエンザの流行に備えて企業がとるべき対策を解説します。

対策1

秋冬に大流行の兆しあり！流行期に向けて 事業継続の方策を 事前に検討しておきましょう！

新型インフルエンザが発生した場合、従業員の欠勤の増加や取引先の休業、原材料の不足など、企業活動への大きな影響が予想されます。

こうした企業活動への影響を最小限にとどめるために、流行期における事業運営体制などを事前に検討しておくことが重要です。

■事前対策はなぜ必要か？～事前に対策を検討しておくと、次のようなことに役立ちます～

会社の事業を守るために！

新型インフルエンザの流行期でも、なるべく事業を大幅に縮小せずに、いかに早く事業を復旧するかが重要です。

+

顧客等取引先の信用を守るために！

新型インフルエンザの流行期でも、顧客等との取引を維持・回復し、売上げを確保することが重要です。

+

従業員の雇用を守るために！

新型インフルエンザの流行などの緊急事態に遭遇しても、中小企業の大切な経営資源である従業員の雇用を維持することは、経営者にとって大きな使命です。

+

そして、忘れてはならない大切なこと！

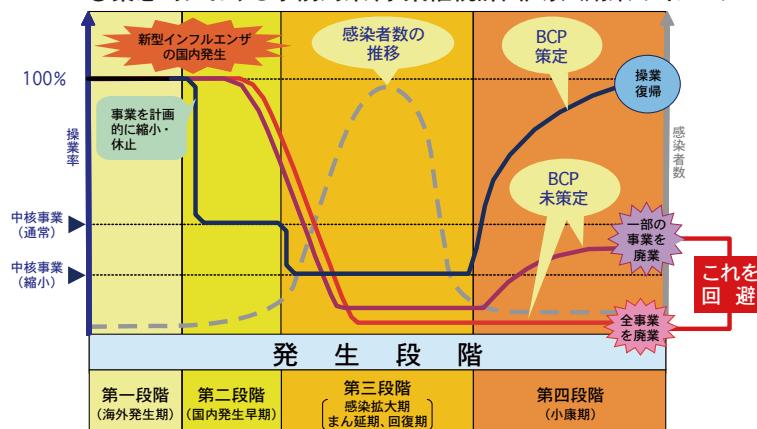
お客様や従業員の健康を守るために！

新型インフルエンザの流行期には、お客様や従業員を健康被害から守ることが第一です。

→ 対策2

従業員・顧客の感染防止を最優先にしながら、発生段階に応じて、一部事業の縮小・休止や複数班での交替勤務による事業運営体制に移行するなど、事前に対策を検討し実施している企業は、流行のまん延期においても中核事業を一定レベル継続することができ、経営への影響を最小限にとどめることができます！

●緊急時における事前対策(事業継続計画)導入効果のイメージ



事業継続計画(BCP)策定などの事前対策を行っていなければ…

流行の拡大に伴い、感染による従業員の欠勤が増加し、徐々に操業率が低下していきます。その結果、納期の遅れなどにより、顧客から取引が打ち切られると、経営への致命的な打撃となり、大幅な事業縮小を余儀なくされる可能性があります。流行期に計画的に行動できるように、あらかじめ事業運営体制などを検討し、できれば文書化した事業継続計画(BCP)として取りまとめておくと非常に役立ちます。

※事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)とは…企業が、自然災害、テロ攻撃、新型インフルエンザの大流行などの緊急事態に遭遇した場合において、経営への損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動(準備)や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

事前対策のポイント

ステップ1

中核事業を特定します

いくつかの事業のうち、緊急時に優先して継続・早期復旧すべき事業（中核事業）を特定します。

視点：どの事業を継続しなければならないのか？

新型インフルエンザが流行拡大すると、活用できる人材や原材料、資金などの経営資源が相当制約されます。まずは、事業を絞り込んで、限られた資源を集中させることができることで企業存続の近道です。

自社にとって、一番大切な顧客、利益が大きい事業、中止すると資金繰りが厳しくなる事業など、経営者が総合的に判断して中核事業を選んで下さい。

続いて、中核事業の継続に必要不可欠となる資源（人、物、資金、情報など）を洗い出しましょう。



ステップ2

目標復旧時間を定めます

中核事業の縮小を想定し、復旧する目標時間を定めます。

視点：いつまでに復旧すれば、顧客との取引を維持できるか、会社の財務が破綻しないか？

目標を掲げることで、その実現に向け事前の対策を進め、緊急時の計画的な行動を促します。



ステップ3

事前対策や代替策を用意します

中核事業の継続に必要不可欠となる資源（人、物、資金、情報など）について、流行期でも確保できるよう事前に対策を講じるとともに、代替策を用意します。

[事前対策] ~目標復旧時間を達成するために効果的なことから対策を準備します！~

- 緊急連絡体制の整備
- 新型インフルエンザの発生段階に応じた事業の継続・縮小・休止や再開・復旧計画の策定
- 流行期の従業員の欠勤を想定した人員計画の策定
(複数班による交替勤務、クロストレーニングの実施(※下記参照)、在宅勤務の実施など)
- 在庫品(原材料・部品など)の積み増し
- (事業の縮小・休止時の財務面への影響を想定し,)必要となる運転資金の把握・積立
- 経営者が発症などにより不在となった場合の指揮体制の整備

流行期を
乗りきるためには
事前の準備が
大切なんだ！



[代替策] ~取引先などとの連携も重要です！事前によく話し合っておきましょう！~

- 感染者が出た場合の代替要員の確保(取引先への応援要請など)
- 仕入先が休業した場合の資材調達方法(仕入先を2箇所以上確保など)
- 協力会社に代替生産を依頼



優先的に実施すべき対策は、人員計画の策定です！

新型インフルエンザの流行期には、自然災害発生時とは違い、建物・設備や通信・輸送などの被害がないため、事業継続に最も重要なことは、必要な要員の確保になります。

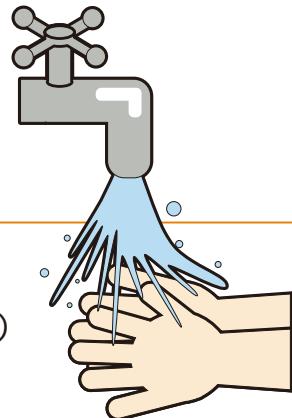
従業員本人の感染と子どもの休校や看護により欠勤者の急増が予想されます。要員確保のために、一人の従業員がいくつかの業務をこなせるようにクロストレーニングを実施※しておくことや、従業員の欠勤を想定した人員計画などが、優先的に実施すべき対策と言われています。

対策2

感染防止策を しっかり実施しましょう！

職場における感染防止策

“流行前の準備”と“流行期の対策”どちらも重要です。
自社の事業活動の特性に応じた感染防止策を検討しましょう。



[流行前]

- マスク・消毒薬などの備蓄（次ページの『備蓄品リスト』をご参照ください）
- 店舗やオフィスなどへのうがい薬・消毒薬などの設置
- 勤務スペースのレイアウト変更（対人距離2メートル以上の確保）
- 事業所が入居しているビルの所有者や所属の組合事務局と、流行期の対応について協議

[流行期]

- 現在の発生段階や国・自治体が実施する対策に関する最新情報の収集
- 従業員のマスク着用、手洗い・うがいの義務付け
- 従業員の体調管理の強化
(検温の義務付け、感染の疑いがある場合の自宅待機など)
- 事業所内の換気・消毒の徹底
- 取引先、お客様へのマスク着用、手洗いの呼びかけ
- 来訪者管理の徹底（事業所入口付近での体温測定・症状確認による感染の疑いのある来訪者の入場制限など）
- 従業員同士の接触機会を減らす
(複数班による交替勤務、対面による会議自粛、食堂の時差利用など)
- 外出先での感染を避ける（不要不急の取引先訪問・商談・出張の禁止など）
- 通勤方法の変更（時差出勤、自転車出勤の推奨など）
- 従業員（及びその家族など）に感染者が発生した場合の職場への連絡
- 感染した従業員の出勤停止、症状確認等により感染の疑いのある濃厚接触者の自宅待機

感染拡大期には、
従業員に毎朝の検温を
義務づけるのも
有効です！



注意！

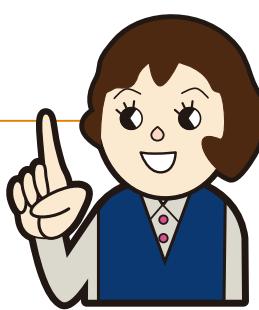
「出張の一律禁止」や「(近くで発症者がいたが) 症状のない濃厚接触者の自宅待機」などの対策をすると、職場や事業が停滞してしまう可能性があります。実際の新型インフルエンザ対策にあたっては、発生時における国や自治体の対応方針を踏まえ、弾力的に対応していくことが肝心です。



従業員が個人や家庭でできる感染防止策

[流行前]

- マスク・食料・水などの備蓄
(下記の『備蓄品リスト』をご参照ください)



マスクをしたら
大丈夫というわけでは
ないんだ!



自社の従業員から感染を
広めてしまわないように!

自社の従業員が感染した場合でも、取引先・
お客様を含めた他人に不用意に感染させ、広
げてしまわないようにすることが大切です。
特に、感染すると重症化する恐れのある妊
婦・乳幼児・高齢者・基礎疾患患者に、感染
させてしまわないように、周囲の人は気をつ
けましょう!

[流行前?流行終息まで]

- マスク着用、手洗い・うがいの徹底
- 咳エチケットの遵守
- 感染者に近づかない
(適切な距離(2メートル以上)の保持など)
- 不要不急の外出自粛、
やむを得ない外出時の公共交通機関の利用自粛

新型インフルエンザに備えた備蓄品リスト

[職場における備蓄]

- 不織布製マスク
- 消毒薬(速乾性消毒用アルコール製剤)・石鹼・うがい薬・
常備薬(胃薬・痛み止めなど)
- 体温計
- ごみ箱・ごみ袋



新型インフルエンザの最初
の流行の波は、2か月程度続
き、また、流行の大きな波は数回繰り
返されると想定されています。できる
だけ長期の流行に対応できる備蓄を
心掛けましょう。

[従業員及び従業員の家庭における備蓄]

- 不織布製マスク
- 消毒薬(速乾性消毒用アルコール製剤)・石鹼・
うがい薬・常備薬(胃薬・痛み止めなど)
- 氷枕
- 食料・水
(主食、缶詰、レトルト食品、
ミネラルウォーターなど)
- その他
(トイレットペーパーなど
生活必需品など)

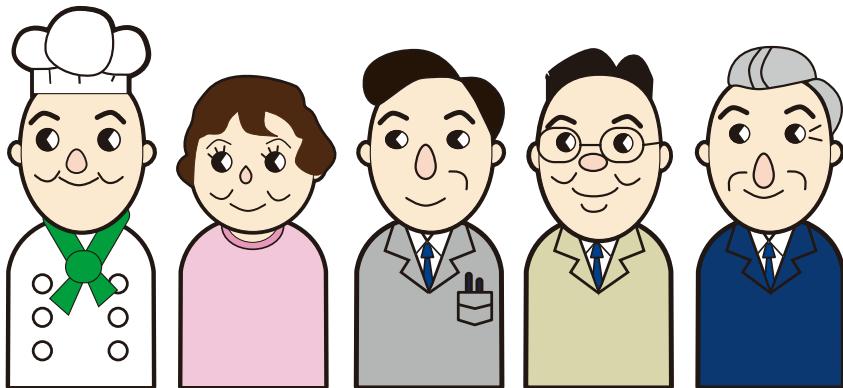


備蓄完了!



事前対策ができたら、 流行期を想定した社内訓練を！

事前対策は検討・策定すればよいというものではありません。
準備した対応策をもとに従業員と話し合い、社内で訓練を行ってください。
同時に、新型インフルエンザの知識を共有してください。



◎流行期に自社はどう対応するかを、
経営者(社長)と従業員で事前によく話し合います。

例えば…

社長が新型インフルエンザで倒れた場合は、
どう対応しますか？

意思決定代行者による
指揮・連絡体制を確認
してください。

自社の中核事業の継続の鍵となる従業員の
業務内容や取引先を把握していますか？

万が一、中核事業の遂行に必要な従業員が感染し
た場合でも、代替要員で対応できるように事前対策
(クロストレーニングの実施など)を講じてください。

事業縮小やイベントの中止・延期に関する
手続きや告知を迅速に行えますか？

事前に手続き方法等を検討し、取引先等と協議し
ておいてください。

社内でよく
話し合っておけば、
流行期にあわてることが
ありません。



◎従業員に感染防止策の周知徹底をします。

◎従業員に流行期における各自の対応を身につけてもらうために、感染者発生時の対応訓練や
来訪者管理の実働訓練を実施します。

ポイント！

まずは、会社の身の丈にあった
対応策を検討しましょう！

最初から完璧なものをめざさない、
会社の身の丈にあった「実行可能な対策」が大切です！

はじめから、このパンフレットに記載している事前対策や代替策すべてを完璧に備えなくても構いません。流行期の前に、自社の事業継続にとって特に重要な事項を中心に対応策を検討し、従業員に教育しておけば、感染拡大期のパニックが防げ、事業活動・経営への影響を少なくすることができます。



中小企業の経営者の皆様へ

このパンフレットでは、新型インフルエンザの大流行が危惧される中で、中小企業に求められる新型インフルエンザ対策について、感染防止と事業継続の観点から解説しました。

本パンフレットを参考に、新型インフルエンザの大流行という緊急事態に的確に対応し、円滑な事業継続を図るための方策を事前に検討していただくとともに、それらの方策を整理し、体系的にBCP（事業継続計画）として文書化されることをお勧めします。

BCPの文書化にあたっては、中小企業庁が公表している「新型インフルエンザのための中小企業BCP（事業継続計画）策定指針」※1及び「中小企業BCP策定運用指針」※2をご活用ください。

流行期を乗りきるために、是非BCPの策定に取り組んでください。

（※1※2については、下記の『参考 BCP（事業継続計画）策定関連情報』をご参照ください。）

最後に…

企業を襲う脅威は、新型インフルエンザだけではありません！

自社の危機管理対策をしっかり実施することが、事業の安定継続への近道です！

新型インフルエンザは企業を襲う脅威のひとつに過ぎません。今回の新型インフルエンザ対策をきっかけに、企業の危機管理の一環として、地震・台風・豪雨などの自然災害や火災、テロなどの緊急時にも、重要な事業を継続できるように、事前の対策やBCP（事業継続計画）策定に取り組んでみてください。

※(下記の『参考 BCP（事業継続計画）策定関連情報』の「中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針」※2 等中小企業庁ホームページをご参照ください。)

本パンフレットは、平成21年8月末時点の情報をもとに作成しています。新型インフルエンザ対策については、新たな知見の発見や行政などの対策の拡充が続いているため、自社の対策の策定や実施に際しては、常に最新の情報を参照してください。

【参考】BCP（事業継続計画）策定関連情報

中小企業庁ホームページに公開されているBCP関連情報

中小企業庁 新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP（事業継続計画）策定指針※1

http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/download/bcpshingatainful_all.pdf

（この策定指針は、平成21年3月作成のもので、鳥インフルエンザウィルスが変異したウィルスに人が感染して起こる新型インフルエンザの流行を想定したものです。15ページ～23ページにBCPの策定にあたってのポイントが記載されています。）

中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針※2

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

ダウンロードして書き込めば、BCPが作成できる様式類も掲載されています。

[注意] 様式類は、主として震災などの緊急災害時を想定したものになっています。

（この様式を用いて新型インフルエンザ対策 BCP を策定する際には、上記の「新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP（事業継続計画）策定指針」の26ページ～28ページも参照してください。）

新型インフルエンザに関する最新の情報を積極的に入手しましょう！

新型インフルエンザは、どれほどの脅威になるかが予測できず、また、感染の広がりなどの状況も日々変わるため、**行政の発生段階の宣言や対応方針、流行状況・医療サービスに関する最新の情報を、国（厚生労働省など）や大阪市・大阪府などのホームページなどから入手し、全従業員に周知しておくことが大切です。**

厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

国立感染症研究所 感染症情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

中小企業庁 中小企業関連情報

<http://www.chusho.meti.go.jp/>



大阪市からのお知らせに注意して下さい！

大阪市では、市民の皆様ができるだけ身近なところで安心して診察、入院治療が受けられるよう、大阪府や近隣自治体と連携しながら新型インフルエンザに関する医療体制の充実等を図っています。

大阪市 緊急情報 新型インフルエンザに関するお知らせ

【大阪市内の感染者の発生状況など】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/>

大阪市 新型インフルエンザの対応について など

【大阪市の新型インフルエンザに関する相談・医療体制など】

http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/716-1-16-7-0.html

※[注意] ホームページアドレスは変更の可能性がありますので、ご注意ください。

大阪市 新型インフルエンザ相談電話

新型インフルエンザに関する市民の皆様の問合せにお答えする

「新型インフルエンザ相談電話」を大阪市保健所に設置しています。

06-6647-0956

受付時間／午前9時～午後6時（土・日・祝日を除く）

※[注意] 相談電話番号は変更の可能性がありますので、大阪市ホームページ等でご確認のうえ、お問い合わせ下さい。

本パンフレットは大阪市経済局のホームページにも掲載しています。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaikyoku/page/0000051343.html>

【編集・発行】大阪市経済局 企画部企画担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 TEL 06-6208-8926

大阪市経済局ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/keizaikyoku/index.html>

平成21年9月発行